

障害者用駐車場に関する調査の結果について

1 経緯

公共施設や店舗など、さまざまな施設に設置されている障害者用駐車場について、健常者の乗り入れにより、障害のある方が利用できないという声が寄せられている。

そのため、障害者用駐車場の適正な利用に資する施策を検討するための基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度から本年度にかけて、障害者団体、ショッピングセンター、市町村、一般県民、障害当事者の方々を対象に、障害者用駐車場に対する意識、実態などに関する調査を実施した。

2 調査の概要

(1) 調査の実施年度及び対象

平成 20 年度 障害者団体（愛知県身体障害者福祉団体連合会始め 8 団体）
 平成 21 年度 ショッピングモール（イオン始め 60 店舗）
 平成 24 年度 市町村（名古屋市始め 54 市町村）
 平成 25 年度 一般県民（3,000 人）

障害当事者（2,500 人）→ 内訳：身体障害 1,000 人、知的障害 500 人
 精神障害 500 人、発達障害 250 人
 難病患者 250 人

(2) 調査の主な内容

- 健常者が障害者用駐車場を利用することを防止するための施策
- パーキングパーミット制度の導入への考え・協力の可否
- パーキングパーミット制度導入による問題点
- パーキングパーミット制度の利用対象とすべき者 等

3 調査の結果

(1) 一般県民及び障害当事者に対する調査の主な結果

一般県民有効回答数 = 1,025
 障害当事者有効回答数 = 1,306

○健常者が障害者用駐車場を利用することを防止するための効果的な施策

回 答	一般県民	障害当事者
教育の場で適正利用のための意識啓発を行う	12.9%	10.1%
適正利用のためポスターやリーフレットを作成し、広告や啓発をする	2.7%	4.9%
障害者用駐車場に目立つ看板を掲示し、駐車場の目的等を分かりやすくする	13.9%	21.1%
障害者用駐車場を目立つ色で塗装する	8.5%	9.9%
障害者用駐車場の利用を許可制にする	12.9%	16.5%
不適正な利用をした人に罰則を科す	27.0%	17.3%
その他	2.6%	3.0%
特になし	2.4%	—
無回答・無効回答	17.2%	19.1%

<障害者団体>

主 な 回 答
マナーの問題なので意識啓発活動を通じて理解を呼びかける
一部スーパーのように登録してカードをもらう方法がよい
車いすの人しか利用できないようロックをかける
車いすマークのステッカーを手帳提示者のみの購入とする
障害者用駐車場の利用を許可制にする
不適正な利用をした人に罰則を科す
公共の場所、病院での障害者用駐車場の数が少ない

- ・健常者が障害者用駐車場を利用することを防止するための効果的な施策として多いのは、一般県民、障害当事者とも同じで、「不適正な利用をした人に罰則を科す」「障害者用駐車場に目立つ看板を掲示し、駐車場の目的等を分かりやすくする」「障害者用駐車場の利用を許可制にする」「教育の場で適正利用のための意識啓発を行う」である。
- ・障害者団体の回答（記述式）においても、「不適正な利用をした人に罰則を科す」「障害者用駐車場の利用を許可制にする」など、同様の内容がみられた。

○パーキングパーミット制度の導入

回 答	一般県民	障害当事者
賛成である	45.9%	43.5%
どちらかと言えば賛成である	28.2%	18.4%
どちらかと言えば反対である	3.5%	1.5%
反対である	2.3%	0.8%
どちらとも言えない	18.5%	17.5%
無回答・無効回答	1.6%	18.3%

<障害者団体>

回 答	割 合
賛成である	49%
不正駐車がなくなるわけではないが、今のままよりもそういう制度があった方がよい	29%
制度は必要ない	4%
その他	3%
無回答	15%

- ・パーキングパーミット制度の導入について、一般県民で 74.1%、障害当事者で 61.9%と 6 割以上の方が、「賛成である」（「賛成である」「どちらかと言えば賛成である」の合計）と答えている。
- ・障害者団体においても、「賛成である」と「不正駐車がなくなるわけではないが、今のままよりもそういう制度があった方がよい」を合わせると、78%が賛成であると答えている。

○パーキングパーミット制度の利用対象とするべき者（複数回答）

回 答	一般県民	障害当事者
身体障害者	87.5%	68.4%
知的障害者	23.9%	24.3%
精神障害者	18.8%	20.3%
発達障害者	27.5%	24.0%
難病患者	49.1%	41.7%
歩行が困難な人(車いす使用者、高齢者、妊産婦、けがで歩行が困難な人等)	92.1%	68.1%
その他	2.6%	47.2%
無回答	0.5%	17.4%

<障害者団体>

回 答	割合
車いす使用者のみ	11%
障害者(内部障害者を含む)	22%
高齢者、障害者(内部障害者を含む)、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける方	57%
その他	2%
無回答	8%

- ・パーキングパーミット制度の利用対象者とするべき者として多いのは、一般県民、障害当事者とも同じで、「身体障害者」「歩行が困難な人」であり、両者はほぼ同じ割合である。
- ・障害者団体においては、「高齢者、障害者(内部障害者を含む)、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受ける方」が多く、次いで「障害者(内部障害者を含む)」である。

(2) ショッピングモールに対する調査の主な結果

有効回答者数 = 80

県内のピアゴ、アピタ、イオン、マックスバリュ、ヤマナカ、カーマ、イトーヨーカドー、バローの店舗 80 か所

○パーキングパーミット制度を実施した場合の協力の可否及び協力できない理由（有効回答数 74）

回 答	割合	
協力可能である	63.3%	
どちらとも言えない	24.6%	
協力できない	12.1%	
は「どちらとも言えない」主な理由	本社の判断による	30.6%
	客とのトラブルが起きる、増える	23.2%
	利用証の監視が困難、利用証の回収等管理が大変	11.2%
	指導・強制ができない	11.0%
	独自システムを導入済みである	5.7%
	モラルの問題で、現状問題ない	5.1%
	いちごっこできない	2.1%
その他	11.1%	

- ・パーキングパーミット制度を実施した場合の協力については、63.3%のショッピングモールが、「協力可能である」と回答している。
- ・「どちらとも言えない」「協力できない」と回答したショッピングモールは36.7%であり、その理由としては、「本社の判断による」が30.6%、「客とのトラブルが起きる、増える」が23.2%であり、両者で5割を超えている。

○パーキングパーミット制度を実施した場合の問題点（有効回答数 75）

回 答	割合
来店者とのトラブルが起きる、来店者に指導できる立場にない	35.7%
利用証等の確認が大変	13.4%
来店者への普及啓発	9.0%
駐車スペースの不足	6.3%
けが人等一時的に利用証が必要な方への対応	5.8%
制度の悪用	3.7%
駐車台数の増等コストの増	2.9%
不明	9.9%
その他	7.1%
なし	6.2%

- ・パーキングパーミット制度を実施した場合の問題点については、「来店者とのトラブルが起きる、来店者に指導できる立場にない」が35.7%、「利用証等の確認が大変」13.4%であり、両者で5割近くになっている。

(3) 市町村に対する調査の主な結果

有効回答者数 = 54

○健全者が障害者用駐車場を利用することを防止するための施策

主 な 回 答	割合
マナーの問題なので意識啓発活動を通じて理解を呼びかける	92.60%
広報紙、ガイドブック等により啓発する	1.85%
障害者用駐車場を目立つ色で塗装する	1.85%
障害者用駐車場に看板を掲示し、利用対象者の表示をする	1.85%
音声により案内する	1.85%

- ・健全者が障害者用駐車場を利用することを防止するための効果的な施策としては、「マナーの問題なので意識啓発活動を通じて理解を呼びかける」が92.6%である。

○パーキングパーミット制度の導入(有効回答数 54)

回 答		割 合
賛成である		7.4%
主な理由	広域的に導入する方が効果的な運用が図られる	
	より適正に管理できる	
	車を運転する方々の意識が変わる	
不正駐車がなくなるわけではないが、今のままよりもそういう制度があった方がよい		37.0%
主な理由	不正が多くて苦情があるなら止むを得ない	
	個人のモラルに委ねていては適切な利用は実現されない	
	制度の導入により住民のモラルの向上や意識啓発の一環となる	
	制度に基づいて指導ができる	
制度は必要ない		37.0%
主な理由	健全者の乗り入れについて特に苦情はない	
	モラル、マナーの問題であり、意識啓発により理解を呼びかけるべき	
	他県の取り組み後のアンケートでも「変わらない」との意見が多く、制度を導入しても十分な効果が見込めないと思われる	
	障害者用駐車スペースの確保ができない	
その他		18.6%
主な理由	利用証の資格要件における障害の線引きなど課題がある	
	対象者の範囲等、制度の内容がわからないので判断できない	
	障害者用駐車場の確保が難しい	
	利用対象者の範囲を拡大することにより、本来の利用対象者である車いす使用者が利用できなくなる恐れがある	
	外見では分からない内部障害者や妊婦などの利用を確認できない	

- ・パーキングパーミット制度の導入について、「賛成である」と「不正駐車がなくなるわけではないが、今のままよりもそういう制度があった方がよい」を合わせると、44.4%が賛成である。
- ・同じ質問に対する障害者団体の回答では、78%が賛成であると答えており、その割合は市町村の1.8倍である。
- ・「制度は必要ない」とする理由については、「健全者の乗り入れについて特に苦情はない」「モラル、マナーの問題であり、意識啓発により理解を呼びかけるべき」などである。

○パーキングパーミット制度を実施した場合の協力の可否及び協力できない理由(有効回答数 54)

回 答		割 合
協力可能である		59.3%
どちらとも言えない		5.5%
協力できない		35.2%
「どちらとも言えない」主な理由	利用証の交付事務等の事務量の増加への対応が困難	
	不適正利用者への指導は困難である	
	利用証の有無により利用者とのトラブルが起きる	
	費用対効果が期待できない	
	市町村の協力の範囲が明確でないため判断できない	
制度の詳細な内容が示されていないため現時点では判断できない		

- ・パーキングパーミット制度を実施した場合の協力については、59.3%の市町村が、「協力可能である」と回答している。
- ・「どちらとも言えない」「協力できない」と回答した市町村は40.7%であり、その理由のうち、「不適正利用者への指導は困難である」「利用者とのトラブルが起きる」は、ショッピングモールと同じである。
- ・市町村特有のものとして、「利用証の交付事務等の事務量の増加への対応が困難」「市町村の協力の範囲が明確でないため判断できない」という理由がある。

4 今後の進め方

健全者が障害者用駐車場を利用することを防止するための効果的な施策として、「障害者用駐車場の利用を許可制にする(パーキング・パーミット制度を導入する)」という意見が多くみられた。

しかし、既に制度を導入している他県・市などにおいては、メリットだけでなく次のようなデメリットもある。

また、制度を導入するためには、市町村、ショッピングモールのほか、病院など多くの民間施設の御理解、御協力も不可欠であることから、時間をかけて、制度の導入について検討してまいりたい。

【メリット】

- 利用対象者が明確化される。
- 障害のない人による不適正利用等、利用対象者以外の者の利用がある程度減少する。
- 地方公共団体による公的な仕組みのため、地域の施設設置管理者や住民の協力が得られやすい。

【デメリット】

- 必ずしも幅の広い駐車スペースを必要としない利用対象者を広く対象としているため、広いスペースが必要な車いす使用者等が結果として停めにくくなったとの評価もある(全体の駐車スペースを増やすことが困難であるという背景がある。)
- 利用対象者の条件を満たさない一部の高齢者等は、仮に足腰が弱い等の事情があっても使えなくなる。
- 公的な仕組みであっても任意のものであり、法的拘束力(強制力)がない。
- 仕組みの創設、運用に一定の公的コストを要する。